

太陽光発電事業を行う法人の法人事業税の申告について

太陽光発電事業は、地方税法上の「電気供給業」に該当するため、各事業年度の法人事業税は、所得割額等とあわせ収入金額を課税標準とした収入割額によって申告納付していただくことになります。[地方税法第72条の12]

収入割額の算定方法

$$\text{法人事業税収入割額} = \frac{\text{収入金額（課税標準）}}{\text{税率}} \times \text{税率}$$

$$\underline{\text{収入金額（課税標準）}} = \text{当該事業について収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}$$

[地方税法第72条の24の2第1項、地方税法施行令第22条]

(1) 申告書(第6号様式(その2))の記載について

欄	記載のしかた
「収入割」(④および⑦の欄)	<ul style="list-style-type: none"> ④の欄は、第6号様式別表6の⑬の欄の金額を記載してください。 ⑦の課税標準の欄は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載してください。
「収入割に係る特別法人事業税額⑦」(⑧の内訳)	「課税標準」の欄は、「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載してください。

(2) (収入割額)添付書類の提出について

申告書(第6号様式(その2))には、下記の書類を添付しなければならないことになっていますので、申告書と併せて提出してください。[地方税法第72条の25第10項、地方税法施行規則第4条の6]

- ① 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- ② 貸借対照表および損益計算書

※法人税の電子申告時に、e-TAXにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告においてもこれらの書類を提出したものとみなされます。

(3) 太陽光発電事業とそれ以外の事業を併せて行っている法人について

原則として、太陽光発電事業(収入金額等課税事業)とそれ以外の事業(所得等課税事業)の事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの課税標準および税額を算定し、それらの税額の合算額により申告納付していただくことになります。(この場合は、(2)添付書類とあわせ「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」および区分計算により申告する場合は、「区分計算書(任意様式)」を提出してください。)

ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準および税額を算定することができます。[「地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)」第3章第2節4の9の9]

ご不明な点やお問い合わせ等がありましたら下記までご連絡ください。

滋賀県西部県税事務所 課税一課

直通電話 077-522-9804